

更新登録

更新登録時に必要な書類の一覧

記載上の注意を読んで記載してください

項 目	必 要 書 類	様式 No.	法人		個人		備 考
			1種	2種	1種	2種	
更新登録 (第3条 第3項) 申請手数料 高知県 収入証紙 12,000 円	1 登録電気工事業者更新登録申請書	2	○	○	○	○	
	2 申請者誓約書	a			○	○	(個人の場合)
		b	○	○			(法人の場合)
	3 主任電気工事士誓約書	c	○	○	○	○	登録申請者(法人の場合は役員)が 主任電気工事士の場合は不要
	4 主任電気工事士雇用証明書	d	○	○	○	○	
	5 主任電気工事士等の免状の写し	h	○	○	○	○	
	6 主任電気工事士等の住民票		○	○	○	○	個人の場合、申請者と主任電気 工事士を兼ねる場合は1通で可
	7 申請者の住民票				○	○	
	8 登記簿謄本		○	○			(法人の場合)
	9 備付器具調書	j	○	○	○	○	器差検査の必要な器具あり
	10 標識・営業所写真票	m	○	○	○	○	
	11 営業所位置図	n	○	○	○	○	
	12 登録証(原本)		○	○	○	○	紛失の場合は再交付の手続きが必要

↑

1種 …… 営業所の主任電気工事士として、「第一種電気工事士免状」所持者の場合

2種 …… 営業所の主任電気工事士として、「第二種電気工事士免状」所持者の場合

- 1 登録の有効期間は 5 年間です。（例・平成 1 5 年 4 月 1 日が登録の日であれば、平成 2 0 年 4 月 1 日が有効期間満了日）で、登録の有効期間の満了後、引き続き電気工事業を営もうとするときは、登録の有効期間の満了日までに更新の手続きが必要です。

* 県から更新等の通知はいたしません。（登録者において管理のこと。）
登録の有効期間の満了後、更新の手続きをせずに電気工事業を営んだ場合は、違法となります。
- 2 期間満了日までに更新の手続きを行わなかった場合は、ただちに新規登録の手続きを行うこと。
（新たに登録を受けるまでは、電気工事を営むことはできません。）
- 3 登録証を紛失の場合は、登録証再交付申請書を同時に申請すること。
- 4 従前の内容に変更があった場合は、登録事項等変更届出書を同時に提出すること。
（変更の日から 3 0 日以内に届け出ること。）
- 5 「住所」
個人の場合は住民票の住所を、法人の場合は登記簿記載の住所を記載すること。
- 6 「氏名又は名称」
個人の場合は氏名を、法人の場合は法人名及び代表者名を記載すること。
- 7 「営業所の名称」
営業所が二以上ある等で欄内に書ききれない場合は、別紙に記載のこと。
- 8 「所在の場所」
申請者住所と同一であっても、省略せずに記載すること。
- 9 「電気工事の種類」
当該営業所の業務に係る電気工事の種類（「一般用電気工作物等」又は「自家用電気工作物」）を記載すること。
- 10 「主任電気工事士等の氏名」
第一種電気工事士免状の交付を受けた者か、第二種電気工事士免状の交付を受けた後に電気工事に関し3 年以上の実務経験を有する者を主任電気工事士として営業所ごとに置くこと。
- 11 「電気工事士免状の種類及び交付番号」
「第〇種電気工事士 高知県第〇〇〇号」のように記載すること。

登録電気工事業者更新登録申請書

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 登 録 番 号	

高知県知事 様 令和 年 月 日

住所
氏名又は名称
法人にあっては
代表者の氏名

電気工事の業務の適正化に関する法律第 3 条第 3 項の登録を受けたいので、同法第 4 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

1 現在の登録の年月日及び登録番号
年 月 日 高知県知事登録第 号

2 営業所等

営業所の名称	所 在 の 場 所	電気工事の種類	主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
				第 種電気工事士 第 号

3 法人にあっては、その役員の氏名

連絡先

(備考)

1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 × 印の項は、記載しないこと。

3 電気工事の種類欄には、「一般用電気工作物等」又は「自家用電気工作物」を記載すること。

4 主任電気工事士等の氏名欄には、その者が法第 19 条第 2 項に該当する場合にあっては * 印を付すること。

5 自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号欄には記載することを要しない。

(個人)

誓 約 書

令和 年 月 日

高知県知事 様

登録申請者 住所

氏名

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

(法人)

誓 約 書

令和 年 月 日

高知県知事

様

登録申請者 住所

名称

代表者の氏名

当社及び当社の役員は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

誓約書

令和 年 月 日

様

法人にあっては
代表者の氏名

記

営 業 所 の 名 称	主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の 種類及び交付番号
		第 種電気工事士 第 号

雇 用 証 明 書

令和 年 月 日

高知県知事 様

登録申請者 住所
氏名または名称
法人にあっては
代表者の氏名

下記の者は、私（当社）の従業員であることを証明いたします。

記

主任電気工事士の氏名	
住 所	
生 年 月 日 ・ 年 齢	昭和・平成 年 月 日生 満 才
雇 用 年 月 日	年 月 日

(記載注意)

- 1 「登録申請者」の氏名を記載・押印することに代えて、署名することができます。この場合は、署名は必ず登録申請者本人が自署すること。
- 2 電気工事業者は、一般用電気工作物等に係る電気工事の業務を行う営業所ごとに専任の主任電気工事士を置かなければならず、他の電気工事業者や他の営業所での主任電気工事士の兼務は認められません。
- 3 営業所が二以上ある場合は、営業所ごとに主任電気工事士の誓約書及び雇用証明書を提出のこと。
- 4 申請者自身（法人の場合は役員）が主任電気工事士として、自らの営業所で業務を行う場合は、その営業所については提出の必要ありません。

電気工事士免状の写し（主任電気工事士）

免状の写真面のコピー貼付

※ 第一種電気工事士免状取得者の場合は
講習受講記録欄のコピー貼付

（第一種電気工事士は、免状取得後５年以内ごとの講習の
受講が義務付けられています）

備 付 器 具 調 書

氏名又は名称

品 名	製造年	製造番号	台数	製造業者名	器差検査結果
①絶縁抵抗計					
②接地抵抗計					
③回 路 計 (抵抗・交流電 圧が 測定できる もの)					
④低圧検電器					
⑤高圧検電器					
⑥継電器 試験装置					貸 借
⑦絶縁耐力 試験装置					貸 借

(記載注意)

- 電気工事業者は、営業所ごとに次の器具を備え付けなければならない。
 - 一般用電気工事のみを行う営業所
 - 絶縁抵抗計、2 接地抵抗計、3 抵抗および交流電圧を測定することができる回路計
 - 自家用電気工事を行う営業所
 - 絶縁抵抗計、2 接地抵抗計、3 抵抗および交流電圧を測定することができる回路計
 - 低圧検電器、5 高圧検電器、6 継電器試験装置、7 絶縁耐力試験装置
- ①、②の器差（校正）検査結果については、検査実施者発行の証明書等を添付のこと。
ただし、新品の器具については検査不要。
- ⑥、⑦の装置について、貸借関係がある時は貸借欄に○印を記し、貸借契約書等の写しを添付すること。
ただし、更新申請の場合で、契約内容が新規登録申請時と変更なく契約が延長されている場合は、
契約継続中である旨を記載すれば、貸借契約書の写しは必要なし。

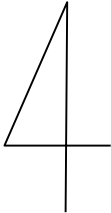
標識・営業所写真票

法第25条に規定されている標識が掲示されている、
営業所の全景の写真欄

第25条に規定されている標識のアップの写真欄

営 業 所 位 置 図

もよりの駅から営業所までの道順



線 駅下車
行バスを利用し 停留所で下車し
方向に向かって徒歩 分で上記営業所に到着する。

※ 住宅地図等の写し貼付可